

性問題行動に係る主な法律(ルール)と罰則について

～性問題行動と社会罰～

性問題行動が犯罪行為につながることがあります。社会において、皆が安全で安心して暮らしていくため、犯罪(ルール違反)に対しては、刑法などの法律で厳しい規制がされており、ルールを破ると罰則(ペナルティ)が適用されます。

未成年者の場合は、児童相談所や家庭裁判所により総合的見地から措置や処分が決定されます。



◆刑法

(強制わいせつ)

第176条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強制性交等)

第177条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強制性交等)

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

(監護者わいせつ及び監護者性交等)

第179条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乘じて性交等をした者は、第百七十七条の例による。

(未遂犯)

第180条 第百七十六条から前条までの罪の未遂は、罰する。

◆軽犯罪法

[軽犯罪]

第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

(中略)

二十 公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方でしり、ももその他身体の一部をみだりに露出した者

二十三 正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者

◆児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

(児童買春)

第4条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ所持、提供等)

第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。(以下略)

◆愛媛県青少年保護条例

(不純な性行為等の制限)

第9条の2 何人も、青少年に対し、不純な性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(罰則)

第18条 第9条の2の規定に違反した者は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

◆愛媛県迷惑行為防止条例

(卑わいな行為の禁止)

第4条 何人も、公共の場所にいる者又は公共の乗物に乗っている者に対し、その性的羞恥心を著しく害し、又はその者に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身に着ける物(以下「衣服等」という。)の上から、又は直接身体に触れること。

(2) 衣服等で覆われている下着又は身体(以下「下着等」という。)を見ること。

(3) 前号に掲げる行為をしようとして下着等をのぞき込み、又は下着等が見える位置に鏡等を差し出し、若しくは置くこと。

(4) 衣服等で覆われている下着等の映像を記録する目的で、写真機その他の撮影する機能を有する機器(以下「写真機等」という。)を置き、又は向けること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいるような場所において当該状態でいる者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該状態でいる者の姿態を見ること。

(2) 当該状態でいる者の姿態の映像を記録する目的で写真機等を置き、又は向けること。

3 何人も、集会場、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所にいる者に対し第1項に規定する方法で、同項第4号に掲げる行為をしてはならない。

(罰則)

第16条 第4条第1項第4号、第2項第2号又は第3項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第17条 第4条第1項(第4号を除く。)若しくは第2項第1号若しくは第12条の規定に違反した者又は第14条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

相談窓口連絡先一覧

○国の専門機関(心理相談)

非行、犯罪行為、交友関係などの悩みに係る相談やアセスメントを行う。(年齢制限なし)

名称	連絡先	備考(管轄)
松山法務少年支援センター (松山少年鑑別所)	〒791-8069 松山市吉野町3860 ☎089-952-2846	県内全域

○県の専門機関(心理相談)

施設入所措置を含めた18歳までの青少年の問題全般を扱う。

名称	連絡先	備考(管轄)
愛媛県福祉総合支援センター	〒790-0811 松山市本町7-2 ☎089-922-5040	松山市、今治市、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、越智郡、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡、西宇和郡
愛媛県東予子ども・女性支援センター	〒792-0825 新居浜市星原町14-38 ☎0897-43-3000	新居浜市、西条市、四国中央市
愛媛県南予子ども・女性支援センター	〒798-0060 宇和島市丸之内3-1-19 ☎0895-22-1245	宇和島市、西予市、北宇和郡、南宇和郡



○その他の相談機関

名称	連絡先	備考
愛媛県警察少年サポートセンター (愛媛県警察本部少年課)	089-934-0110	非行相談等
思春期精神保健相談 (愛媛県心と体の健康センター)	089-911-3880	思春期の悩みや 不安等の相談

○保健所(地域保健に関する窓口)

心の病気、精神保健に関する相談対応を行う。

名称	連絡先	備考(管轄)
四国中央保健所	0896-23-3360	四国中央市
西条保健所	0897-56-1300	新居浜市、西条市
今治保健所	0898-23-2500	今治市、上島町
松山市保健所	089-911-1800	松山市
中予保健所	089-941-1111	東温市、伊予市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜保健所	0894-22-4111	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	0895-22-5211	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

○各市町の子ども相談窓口(要保護児童対策地域協議会窓口等)

住民に身近な子ども家庭相談の第一義的な窓口として問題行動等の相談対応を行う。

市町名	課名等	連絡先
松山市	子ども総合相談センター	089-943-3200
今治市	子育て支援課こども家庭相談室	0898-36-1529
宇和島市	福祉課子育て支援室	0895-24-1111
八幡浜市	子育て支援課	0894-22-3111
新居浜市	子育て支援課	0897-65-1242
西条市	子育て支援課	0897-52-1370
大洲市	子育て支援課	0893-24-5718
伊予市	子育て支援課	089-989-6226
四国中央市	こども課	0896-28-6027
西予市	子育て支援課	0894-62-1111
東温市	保育幼稚園課	089-964-4484
上島町	住民課	0897-77-2503
久万高原町	保健福祉課	0892-21-1111
松前町	子育て・健康課	089-985-4114
砥部町	子育て支援課	089-907-5665
内子町	こども支援課	0893-23-9255
伊方町	保健福祉課こども政策室	0894-38-0217
松野町	町民課	0895-42-1113
鬼北町	町民生活課	0895-45-1111
愛南町	保健福祉課	0895-72-1212

<引用文献>

- ・エリアナ・ギル, ジェニファー・ショウ著 高岸幸弘監訳(2019)子どもの性的問題行動に対する治療介入:保護者と取り組むバウンダリー・プロジェクトによる支援の実際 明石書店
- ・藤岡淳子監訳 (2020) 司法・犯罪心理学(有斐閣ブックス) 有斐閣
- ・Silovsky, J. F. (2009) *Taking Action : Support of Families of Children with Sexual Behavior Problems.* Safer Society Press. Brandon, Vermont.
- ・ティモシー・カーン著 藤岡淳子監訳(2009)回復への道のり パスウェイズ: 性問題行動のある思春期少年少女のために 誠信書房
- ・Fredrich, W. N., Davis, W. H., Feher, E., and Wright J. (2003). *Sexual Behavior Problems in Preteen Children: Developmental, Ecological, and Behavioral Correlates.* Annals of the New York academy of sciences. 989(1). 95–104.
- ・Johnson, T. C. (2016) *Helping Children with Sexual Behavior Problems :A Guidebook for Professionals and Caregivers.*(5th edition) Library of Congress Cataloging-in Publication Data.



愛媛県「三浦保」愛基金

このハンドブックは三浦保愛基金により作成しました。

2021年(令和3年)3月発行

編集・発行 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課

電話 089-912-2336

メール kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp

監修 同志社大学心理学部 毛利真弓准教授